

茨木市細街路等整備事業実施要綱施行基準

(要旨)

第1 この基準は、茨木市細街路等整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用地取得額)

第2 要綱第4第1項に定める用地取得額の算定については、当該土地の1平方メートル当たりの固定資産税評価額又は付近宅地の1平方メートル当たりの固定資産税評価額に1.22を乗じて得た額に取得面積を乗じて得た額とする。

(工事補助)

第3 要綱第4第2項に定める工事補助金の額は、工事施工数量に標準工事費一覧表（令和8年度）に規定する標準工事費（補助金の交付を受ける者が消費税等の課税事業者の場合は消費税等を除く。）を乗じて得た額（1,000円未満は、切り捨てる。）とする。

2 前項の標準工事費一覧表に定めのないものは、別途積算基準により積算した額とする。

(諸手続補助金)

第4 要綱第5で定める諸手続きで、測量、分筆、登記等の手続きを市長自ら行う（公嘱）ものとは別に、敷地が確定されており、簡易に分筆できるものについては、測量、土地表示登記の手続きに対し総額100,000円（補助金の交付を受ける者が消費税等の課税事業者の場合は消費税等を除く。）を限度に補助する。

附 則

この基準は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成30年4月3日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月16日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和2年4月21日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年4月13日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年4月6日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月6日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月5日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和7年4月7日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和8年4月24日から実施し、令和8年4月1日から適用する。